

運 航 基 準
一般旅客定期航路事業

【宮島口～宮島航路】

令和 4 年 2 月 10 日
株式会社アクアネット広島

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

添付 運航基準図別表
航路図

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、宮島口～宮島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	風速	波高	視程
厳島港	12m/s以上	1.0m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	12m/s以上	波高	1.0m以上
----	---------	----	--------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高	動 揺
12m/ s 以上(船首尾方向の風を除く)	1.0m以上	横揺れ 12 度以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風 速	波 高
12m/ s 以上	1.0m以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	500m以下

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起終点及び通過点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変更点、基準経路の名称等）
- (3) 標準所要時間（起終点及び通過点の相互間の所要時間）

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第6条 速力基準は、次表のとおりとする。

船名	速力区分	速力	毎分機関回転数
りうぐう	微速	8.0ノット	900r.p.m
	航海速力	13.0ノット	2300r.p.m
ふくまる	微速	8.0ノット	900r.p.m
	航海速力	13.0ノット	2300r.p.m
さくら	微速	8.0ノット	1350r.p.m
	航海速力	13.0ノット	2500r.p.m
うらら	微速	8.0ノット	1350r.p.m
	航海速力	13.0ノット	2500r.p.m
	微速		
	航海速力		

2 船長は、速力基準表を操縦席から見易い場所に提示しなければならない。

(通常連絡等)

第7条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第8条 船内(船長)と陸上(運航管理者等)との連絡は、船内に備え付けの携帯電話を使用するものとする。